

十九八七	六五四	三二一	○基年財務省告示第 け国債き、平成三十行條三十件月等を次財日
初利發發期率行行利価日子格	振額最低額面金	用振の法發號名稱及 等替條律項及之根適そ拠記	平成第六十 年三十八号
金と平年額平す額の振 額し成〇面成るの記替 を、三・金三。整載法 支次十〇額十 払の年五百 う算八パ円二 。式月丨に月 たに十セつ十 だよ五ンき五 しり日ト百日 、算を円 支出支 払し払 期た期	一一額の定以律社 万万面振の下へ平 円円金替適「振 額機用振替 で関を受法」 百は受けとい 五日はるもう 八十本銀ものう 八億行のと 二百とし。一 九する、の 十。そ規。	九特五年人向 十年別年会計 一法律株式等 九年法律第 二十關す法律 二十一回國庫債 三十律券へ固 四平成四十 六六十。	個個人向け國債 財務省告示第 六行條三十件 三十八年二月 等を次財日
〇基年財務省告示第 け国債き、平成三十行條三十件月等を次財日	月等を次財日	月等を次財日	月等を次財日
財務大臣	財務大臣	財務大臣	財務大臣
麻生太郎	麻生太郎	麻生太郎	麻生太郎
告示する。	告示する。	告示する。	告示する。
○基年財務省告示第 け国債き、平成三十行條三十件月等を次財日	月等を次財日	月等を次財日	月等を次財日
財務大臣	財務大臣	財務大臣	財務大臣
告示する。	告示する。	告示する。	告示する。

十一
一
二
三
四
五
六
十
十
十
十
十
十

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

後 第 二 期 以
額 面 金 額 × $\frac{0.05}{100}$ × $\frac{1}{2}$
そ の 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
す る 号 及 び 第 十 二 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ °) 。
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、

(一) 式 次 う 一 中 日 平 額 平 成 利 子 を 支 払 う 。 每 年 二 月 十 五 日 及 び 八 月 十 五 日
ま ら に こ と と し 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
ま で 平 成 三 十 年 二 月 十 五 日 以 つ き 百 円
平 成 三 十 一 年 八 月 十 五 日 か 。

(二) 平 額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第 二 期 利 子 に 相 当 す る 金 額 × $\frac{79.685}{100}$)
後 の 場 合 平 成 三 十 一 年 八 月 十 五 日 以 後 の 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の四第二十一条の四第一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項の相続税法第三条の規定期限内に支拂う事項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の規定期限内に支拂う事項に規定す
 るのはで債前者に生に昭ののに十二をはし約規定期限内に支拂う事項に規定す
 。算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 式次る中あ、当、る二域若つ条法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居き地住にはを別十十五年法律第四回に規定す
 より区の換て成個該助二おくは十第地方するそ含障害条による改受する事項に規定す
 り分と金も三人災の年いは、九六地方するそ含障害条による改受する事項に規定す
 算にしを、十向害行法て總當第十自治市のむ害条のの改受する事項に規定す
 出応、請當一けにわ律、合該一七治市町相。者の改受する事項に規定す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。者の改受する事項に規定す
 た、のす個二債かる百害と又の（）（）扶四回に規定す

元利金支
払場所

(二) 平成三十一年十一月十五日前
平成三十一年十一月十五日前の
場合に相当する額を
（初期利子に相当する額）

$$\text{初期利子に相当する額} = \frac{\text{元利金支払場所の額}}{100} + \text{経過利子}$$

平成三十一年八月十五日前の
場合に相当する額を

$$\text{相当する額} = \frac{\text{元利金支払場所の額}}{100} + \text{経過利子} - \text{経過利子に相当する額}$$